

2025年度

行政書士試験

直前

竹原講師の

本番10分前
20点UPチェックポイント 行政書士
竹原 健講師

民法

Civil Code

 1. 意思表示(虚偽表示と錯誤の重要点)をチェック!

虚偽表示	<p>①虚偽表示による意思表示の無効は、善意の「第三者」に対抗することができない(94条2項)。</p> <p>②94条2項の「第三者」に該当する者→ a)不動産の仮装譲受人から抵当権設定を受けた者、b)虚偽表示に基づき抵当権が設定され、その抵当権に転抵当の設定を受けた者、c)不動産の仮装譲受人名義となった不動産を差し押さえた仮装譲受人の一般債権者、d)仮装債権の譲受人</p> <p>③「悪意」の第三者からの「善意」の転得者は94条2項により保護される。また、「善意」の第三者からの「悪意」の転得者も保護される(絶対的構成)。</p>
錯誤	<p>①表示の錯誤(意思表示に対応する意思を欠く錯誤)の要件 a)錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること b)表意者に重過失がないこと。ただし、i)相手方が表意者に錯誤があることを知り(悪意)又は重過失によって知らなかったとき、ii)相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときは、表意者に重過失があっても取り消すことができる。</p> <p>②動機の錯誤(表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤)の要件 ①のa)・b)に加えて、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること。</p> <p>③錯誤による意思表示の取消しは、善意・無過失の第三者に対抗することができない。</p>

 2. 契約不適合責任(担保責任)・全部他人物売買に関する責任をチェック!

契約不適合・不履行の内容	買主が行使可能な権利
①全部他人物売買(権利移転の不履行)	●損害賠償請求(売主の帰責事由必要) ●解除
目的物の② 種類 ・③ 品質 ・④数量・⑤権利 (一部他人物売買を含む)	●損害賠償請求(売主の帰責事由必要) ●解除 ●追完請求(修補・代替物の引渡し・不足分の引渡し) ●代金減額請求(原則として催告をし、追完がない場合)

※期間制限 上記②③については、買主が不適合を**知った時から1年以内**にその旨を売主に**通知**しないときは、上記の権利を行使できない。ただし、売主が引渡し時に不適合について**悪意又は重過失**の場合は、この制限期間は生じない。上記①～⑤については、買主が不適合を知った時から5年、目的物の引渡し時から10年の消滅時効の適用がある。



行政法

Administrative law

✓ 1. 行政手続法の法的義務と努力義務の規定の違いをチェック!

	内 容	法的義務	努力義務
申請に対する処分	① 審査基準を定め、公にする(5条)	○	
	② 申請情報の提供(9条2項)		○
	③ 審査開始(7条前段)	○	
	④ 標準処理期間の設定(6条前段)		○
	⑤ 標準処理期間を設定した場合の公表(6条後段)	○	
	⑥ 処分時期の見通し(9条1項)		○
	⑦ 公聴会等の開催(10条)		○
	⑧ 速やかに補正・拒否(7条後段)	○	
	⑨ 処分理由の提示(8条1項)	○	
不利益処分	① 処分基準を定め、公にする(12条)		○
	② 聴聞・弁明の機会の付与(13条)	○	
	③ 処分理由の提示(14条)	○	

(※)法的義務とは、条文の語尾が「～しなければならない」や「～するものとする」などとされているもの。

努力義務とは、「～努めなければならない」などとされているもの。

✓ 2. 行政事件訴訟法の仮の救済制度の各要件をチェック!

執行停止の要件	積極要件	① 適法に訴訟が提起されていること(25条2項) ② 重大な損害を避けるために緊急の必要があること(25条2項)
	消極要件	③ 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと(25条4項) ④ 本案について理由がないとみえるときでないこと(25条4項)
仮の義務付け・仮の差止めの要件	積極要件	① 適法に訴訟が提起されていること(37条の5第1項、2項)。 ② 義務付けの訴え(差止めの訴え)に係る処分又は裁決がされない(される)ことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があること(37条の5第1項、2項)。 ③ 本案について理由があるとみえること(37条の5第1項、2項)。
	消極要件	④ 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと(37条の5第3項)。

